

肥料価格の高騰に対する支援策(国・県)のご案内

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和、環境負荷軽減のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様に支援します。

1 支援の内容

① 国の支援策【肥料価格高騰対策】

化学肥料低減の取組を2つ以上行う場合、前年度から増加した肥料費について、前年度からの増加分の70%を支援金として交付します。

支援金＝

$$\left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{l} \text{国が決定} \\ \text{秋肥: 1.4} \\ \text{春肥: 未定} \end{array} \right]} \div \text{使用量低減率} \right) \right] \times 0.7$$

(0.9)

② 県の支援策【化学肥料低減によるワンヘルス推進費】

化学肥料低減の取組を3つ以上(上記の2つ以上を含む)行う場合、上記の国事業に15%を県独自で上乗せ支援します。

※ 国と県の支援により85%を支援します。

2 支援の対象者

化学肥料の低減に向けて取り組む販売農家

※5戸以上の農業者グループ単位で申請してください。

JAや肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。

3 支援の対象となる肥料

- ・秋肥: 令和4年6月～令和5年10月に注文し購入した肥料
- ・春肥: 令和4年11月～令和5年5月(県の支援策は令和5年3月)に注文し購入した(又は購入することが確実な)肥料

【注意点】

- ① 肥料法(肥料の品質の確保等に関する法律)に基づき国や都道府県に登録・届出された肥料が対象です。
- ② 土壌改良材や培土などは対象外です。
※ただし、肥料登録・届出された土壌改良材は対象となります。

4 申請に必要な書類等

- ① 支援の対象期間内の注文票などに加え、領収書又は請求書をご準備ください。
※ 肥料の種類、数量、購入費が記載されているものがが必要です。
- ② 化学肥料低減計画書

5 申請方法

原則として、肥料を購入した販売店へ申請して下さい。

※ JAから購入した場合は、JAへ申請

※ 肥料販売店等から購入した場合は、肥料販売店等へ申請

【問合せ先】

・福岡県肥料コスト低減推進協議会

(福岡県農林水産部経営技術支援課生産資材係)

受付時間 平日 8:30～17:15 TEL 092-643-3572

【お近くの農林事務所】

- | | | |
|----------|-----------|------------------|
| ・福岡農林事務所 | 農業振興課 | TEL 092-735-6124 |
| ・朝倉農林事務所 | 農業振興課 | TEL 0946-22-2579 |
| ・八幡農林事務所 | 農山村・農業振興課 | TEL 093-601-8852 |
| ・飯塚農林事務所 | 農業振興課 | TEL 0948-21-4954 |
| ・筑後農林事務所 | 農業振興課 | TEL 0942-52-5107 |
| ・行橋農林事務所 | 農業振興課 | TEL 0930-23-0383 |